

奨学金給付規程

第1章 総則

(目的)

第1条 公益財団法人永富薬学奨学財団（以下「当財団」という。）定款第4条第1項に基づき、奨学金の給付等に関し、この規程を定める。

(奨学生の資格)

第2条 当財団の奨学金の給付を受けることができる者（以下「奨学生」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 大分県出身者（大分県に戸籍を置く者）であること
- (2) 日本国内の大学の薬学部 に在学する5年生あるいは6年生であること
- (3) 薬剤師国家試験合格後に大分県内所在の薬局に3年間勤務する者であること
- (4) 学業優秀、品行方正ながら、経済的支援を必要であると認められる者であること

2 他の奨学金との併給は原則として認めない。但し、日本学生支援機構の奨学金並びに奨学生の在学大学が独自に設けている奨学金は除くものとする。

3 以下に該当する者は、当財団の奨学生になることはできない。

- (1) 本人あるいは本人の三親等以内の親族が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力等」という。）である者

- (2) 本人あるいは本人の三親等以内の親族が、反社会的勢力等と関係を有する者

(奨学生の種類)

第3条 奨学生の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 薬学部5年生
- (2) 薬学部6年生

(奨学金の給付期間および金額等)

第4条 奨学金を給付する期間は、正規の最短修業年限とする。

2 前項の期間中に給付する奨学金の額は、次のとおりとする。

- (1) 薬学部5年生 月額50,000円（年額600,000円）
- (2) 薬学部6年生 月額100,000円（年額1,200,000円）

3 奨学金は、第12条、第13条及び第14条（2）に該当する場合を除き、還付を要しない。

第2章 奨学生の採用と奨学金の給付

(奨学生願書および必要書類の提出)

第5条 受給希望者は、次の各号に掲げる書類を当財団あてに提出する。

- (1) 当財団が指定する奨学生願書
- (2) 在学学長または学部長（以下「在学学長等」という）の推薦書
- (3) 在学証明書
- (4) 成績証明書
- (5) 世帯全員分の住民票（発行日から三か月以内のもので本籍地の記載があり、マイナンバーの記載がないもの）
- (6) 保護者が居住する市町村が発行する保護者の所得証明書
（奨学生の採用）

第6条 奨学生の採用は、当財団奨学生選考審査会の選考を経て、理事長が決定する。

- 2 前項の結果は、本人および本人の在学する大学に通知する。
- 3 第1項の選考の経過及び決定理由は公表しないものとする。
- 4 採用された受給希望者は、本人名義の奨学金の振込先金融機関口座の情報を記載した書面及び当財団の様式の「誓約書兼保証書」を当財団に提出する。
（奨学金の給付）

第7条 奨学金は、毎月一定日（原則25日）に給付するものとし、特別の事情があるときは2ヶ月分以上を合わせて給付することができる。

- 2 奨学金は、奨学生が指定する本人名義の振込先金融機関口座に送金して行うものとする。
（奨学生の義務）

第8条 奨学生は次の義務を負うものとする。

- (1) 当財団の指定する方法による年1回の面接を受けなければならない。
- (2) 毎年11月に生活状況報告書及び成績証明書・在学証明書を当財団に提出しなければならない。
- (3) 当財団の指定する年2回の奨学生研修会（大分市にて開催）に出席しなければならない。
- (4) 当財団から報告書、レポート等を求められた場合は、これを提出しなければならない。

（届出）

第9条 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、直ちにその旨を書面により当財団に届け出なければならない。

- (1) 休学または退学するとき
- (2) 大学より停学あるいは退学処分を受けたとき
- (3) 応募時における最短修業年限で卒業できないことが確定したとき
- (4) 他の大学や学部編入が決まったとき
- (5) 当財団の奨学金受給を辞退するとき
- (6) 他の奨学金を受給することが決まったとき

- (7) 卒業後の進路、就職先が決まったとき
- (8) 当財団に登録した情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき
(奨学金の資格喪失)

第10条 奨学生において、次のいずれかの事由に該当したときは、奨学金の給付を中止する。

- (1) 停学となったとき
- (2) 退学したとき
- (3) 休学し、または長期に渡って欠席したとき
- (4) 応募時における最短修業年限で卒業できないことが確定したとき
- (5) 学業成績又は品行が著しく不良となったとき
- (6) 第7条に定める義務を怠ったとき
- (7) 奨学金の受給を辞退する旨の申し出があった時
- (8) 併用を認めていない他の奨学金を受給することが決まったとき
- (9) 大分県内所在の薬局に就職する以外の進路、就職先が決まったとき
- (10) 前各号の他、奨学生として適当でない事実があったとき

第3章 奨学生の指導

(奨学生の指導)

第11条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績および生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

第4章 その他

(卒業後の届出)

第12条 奨学金の給付を受けた者は、卒業届を、卒業後遅滞なく当財団に提出するものとする。

2 奨学金の給付を受けた者は、本人の住所、氏名、勤務先等に変更があったときは、その都度当財団に届け出るものとする。

(薬剤師国家試験の可否の取扱い)

第13条 応募時の最短修業年限において薬剤師国家試験に合格した奨学生に対しては、次のとおりとする。

- (1) 卒業後3年間は、毎年度3月末日までに、勤務先や近況等に関する報告書を当財団に届け出るものとする。
- (2) 卒業後、大分県内所在の薬局に就職しなかった場合、あるいはいったんは就職したものの3年以内に退職した場合には、直ちに当財団に書面により届け出るものとする。

2 応募時の最短修業年限において薬剤師国家試験に不合格となった奨学生に対しては、次のとおりとする。

- (1) 次年度の薬剤師国家試験に合格した場合には、前項の定めによる。ただし、前項の「卒業後」は「合格後」と読み替えるものとする。
- (2) 次年度の薬剤師国家試験を受験しない、あるいは同試験も不合格となった場合には、当財団が給付した奨学金の一部または全額を還付しなければならない。

(奨学金の還付)

第14条 当財団は、奨学生が第9条の各号の一に該当した場合、奨学金の給付を受けた者が第11条に反した場合、及び前条に定める薬剤師国家試験に合格した者が前条に定める各種届出を怠った場合または大分県内所在の薬局に就職しなかった場合（いったんは就職したものの3年以内に退職し、大分県外所在の薬局に就職した場合や他の職業に就いた場合を含む。）は、第4条3項の定めにかかわらず、給付した奨学金の全額または一部の還付を求めることができる。

(採用の取消し)

第15条 当財団は、奨学生に次のいずれかの事由があると認めるときは、奨学生としての採用を取り消す。この場合、奨学生は、当財団が給付した奨学金を全額還付しなければならない。

- (1) 各届出、報告、申請内容について、虚偽事実が記されていること
- (2) 第2条第3項(1)、同(2)に該当すること

第5章 補則

(実施細目)

第16条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附則 この規程は令和2年4月1日から施行する。